【別紙２】

令和９年度

第一次選考（抽選）不合格者に対する検定料の一部返付について

筑波大学附属駒場中学校

国立大学法人筑波大学 附属学校校則第８条に基づき，附属学校の入学に関する細則第４条２(２)により，第１次選考（抽選）の選抜で不合格になった者に対して，当該者の申し出により，第２次選考（学力検査）に係る額（3.700 円）を返付することになっております。

つきましては，令和９年１月 13 日（水）に実施される附属駒場中学校の第１次選考で不合格になり，検定料の一部返付を希望する場合は，下記により所定の手続きを行ってください。

また，返付については，ある程度の日数を要することになりますので，予めお含みおき願います。

記

１．手続き方法

本校 Web サイトから「検定料返還請求書」を印刷して，必要事項をご記入の上，申込内容確認書（miraicompass マイページの申込確認より印刷したもの）を添えて，令和９年１月 20 日（水）までに下記郵送先に郵送してください。後日，保護者の指定する銀行口座へお振り込みします。

なお、「検定料返還請求書」は，第１次選考を実施した場合に限り，令和９年１月 13 日（水）までに本校 Web サイトの入学案内（生徒募集要項）のページに掲載します。

２．郵送先

〒154－0001　東京都世田谷区池尻４－７－１
筑波大学附属駒場中学校事務室
電話：03－3411－8521

以上